

春の叙勲

平成27年春の叙勲の受章者が発表になり、元歌津町議会副議長の千葉一成さんが旭日双光章を、元歌津町消防団分団長の阿部清さん、元志津川町消防団分団長の長渡邊榮記さんが瑞宝単光章を受章されました。

旭日双光章
【地方自治功労】



千葉 一成氏
(◎館浜)

瑞宝単光章
【消防功労】



阿部 清氏
(◎田の頭)

瑞宝単光章
【消防功労】



渡邊 榮記氏
(◎清水浜)

昭和35年から志津川町消防団に入団、以来約39年にわたり、終始一貫して消防、防災業務に精励されました。平成5年から平成11年3月まで志津川町消防団分団長を務め、幹部として積極的に活躍して、町の消防力強化と災害を防除し、地域社会の安全に寄与されました。

昭和31年から歌津村消防団に入団、以来約39年にわたり、終始一貫して消防、防災業務に精励されました。平成2年から平成8年3月まで歌津町消防団分団長を務め、幹部として積極的に活躍して、町の消防力強化と災害を防除し、地域社会の安全に寄与されました。

昭和54年4月に歌津町議会議員に当選、以来、平成17年9月までの7期26年5か月の長きにわたり在職し、地方自治の発展に貢献。平成3年4月から2年間副議長として在任し、議長を支えながら議会運営の円滑化に尽力されました。また、議会選出委員として昭和56年から7期22年、農業委員会委員を務め、町の農業振興の発展に多大な貢献をされました。

町職員採用試験(上級・中級)のお知らせ

町では、平成28年4月1日採用予定の職員を募集します。

- ◇職種・採用予定人数
 - ・行政(上級) 1名程度
 - ・建築(上級) 1名程度
 - ・保育士(中級) 2名程度
- ◇受験資格
 - ・行政(上級) 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方
 - ・建築(上級) 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方
 - ・保育士(中級) 昭和56年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方、または平成28年3月末日までに保育士の資格を取得する見込みの方

※これらのほかにも要件があります。詳しくは、試験案内をご確認ください。

- ◇試験日及び会場
 - 日時 7月26日(日) 午前9時受付開始
 - 会場 宮城県自治会館
- ※第2次試験の詳細は、第1次試験合格者に対して通知します。
- ◇受付期間 6月1日(月)から6月19日(金)まで
- ◇申込方法 総務課に備え付けの試験案内をご確認のうえ、専用の用紙に必要事項を記入し、総務課人事係あて直接持参するか郵送してください。
- ※郵送の場合は、6月19日(金)必着
- ◇申込・問い合わせ 総務課人事係 〒986-0792 南三陸町志津川字沼田56番地2 ☎46-1370

南三陸町農業委員会一般選挙

告示日 7月7日(火)
投票日 7月12日(日)

任期満了に伴う南三陸町農業委員会委員一般選挙は、7月7日(火)に告示、7月12日(日)に投票が行われます。

○選挙による委員の定数(選挙すべき人員数)

南三陸町農業委員会の選挙による委員の定数条例により12人です。

○今回の選挙で投票できる方は、次の要件を満たす方です。

- ・南三陸町農業委員会の区域内に住所を有する方
- ・平成7年4月1日以前に生まれた方
- ・10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方、又はその方の同居の親族・配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方で、平成27年1月に農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を記載・提出し、平成27年3月31日確定の選挙人名簿に登録されている方

○投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。

投票日当日に、仕事や何らかの用務で投票区の区域外にいる見込みの方は、期日前投

票ができます。

期日前投票所は、7月8日(水)〔告示日の翌日〕から7月11日(土)〔投票日の前日〕までの4日間設置します。

投票区・投票所・投票区域・投票時間・期日前投票所の設置場所については、次号の広報に掲載してお知らせします。

○立候補予定者説明会

日時 6月24日(水) 午後2時から

◇場所 役場大会議室

※立候補に必要な届出用紙等関係書類を配布し、立候補にあたっての注意事項等を説明します。会場の都合上、出席は1立候補予定者につき2人以内でお願いします。

○立候補届出書類の予備審査

日時 7月2日(木) 午前10時から午後3時まで

◇場所 役場大会議室

◇問い合わせ 選挙管理委員会事務局(総務課内)

☎46-1370

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～6月11日(木)は「危険箇所を確認する日」です。～

土砂災害防止月間及び危険物安全週間にあたり、危険箇所及び危険物の保管状況の確認を実施しましょう。

周辺の土砂災害危険箇所や危険物の保管状況を確認する習慣を心がけましょう。

毎年各地で土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。東日本大震災によって、地下の深いところまで地盤が緩んでいます。これから梅雨や台風などで、土砂災害が多発する時期に入りますので、近くの危険箇所を確認したり、家族、職場で話し合いを持つことを心がけましょう。

また、身近にある危険物についても保管場所や状況について確認する習慣を身につけておきましょう。

町の情報伝達について

町では、土砂災害警戒情報その他の防災気象情報などにに基づき、避難勧告を発令することとしています。皆様への情報提供は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メールなどを活用して、迅速にお知らせします。

避難する時の注意事項

災害時は、町の指定避難所・避難場所など、安全な場所に避難してください。町の指定避難所・避難場所への避難が困難な時は、緊急の策として、近くの丈夫な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(がけから離れた部屋)に避難しましょう。

避難する時の注意事項

- 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか、確認しましょう。
- 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意しましょう。
- 土砂災害警戒情報が発表されたら土砂災害警戒区域などにお住まいの方は、早めに避難しましょう。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376